

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年 月金融庁告示第 号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。

(事業年度の記載事項)

第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面(前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。)には、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団(以下「会社グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲に含まれる会社と

の相違点

- ロ 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
- ニ 連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
- ホ 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 二 自己資本調達手段の概要
- 三 会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等（格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスపోージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等の名称

八 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要()及び()に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスపోージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。

() 事業法人向けエクスపోージャー(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスపోージャー)について区別して記載することを要する。()

() ソブリン向けエクスపోージャー

() 金融機関等向けエクスపోージャー

- () 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にFDL方式を適用する場合に限る。）
- () 居住用不動産向けエクスポージャー
- () 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- () その他リテール向けエクスポージャー
- 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
 - ハ 証券化取引に関する会計方針
 - ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に記載することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレス・テストの説明

ホ マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用す

る場合は、各手法の適用範囲を含む。）

八 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

十 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の

概要

十一 トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 会社グループが内部管理上使用したトレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク算定手法の概要

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のう

ち、自己資本規制比率又はこれと類似の基準を下回った会社の名称と当該下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
- (4) 連結自己資本規制比率告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
- (6) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項（第五号を除く。）の規定により基本的項目から控除した額
- (7) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により基本的項目

から控除した額

(8) 連結自己資本規制比率告示第五条第七項の規定により基本的項目から控除した額

ロ 連結自己資本規制比率告示第六条に定める補完的項目の額及び連結自己資本規制比率告示第七条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ 連結自己資本規制比率告示第八条に定める控除項目の額

ニ 連結における自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポータル

オリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポータルオリオ及び複数のポータルオリオに適用される場合における適切なポータルオリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポータルオリオ及びこのうち次に掲げるポータルオリオごとの内訳

() 及び () に掲げるポータルオリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占める

これらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。

- () 事業法人向けエクスポージャー
- () ソブリン向けエクスポージャー
- () 金融機関等向けエクスポージャー
- () 居住用不動産向けエクスポージャー
- () 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- () その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごと

の内訳

() 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

() 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PDLD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポー

ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる方

式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション

取引のカテゴリーごとに記載することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲

げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

へ 連結自己資本規制比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第五条第二号において同じ。）

ト 連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第五条第五号において同じ。）

四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の記載も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の

内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。

ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの記載を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本規制比率告示第八条第一項第三号及び第六号（連結自己資本規制比率告示第百三条及び第百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第百二十九条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用い

た場合は、これを反映するものとする。))

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $PD_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
 - (2) PD LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- () プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る $PD_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、

オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛

目の推計値の加重平均値

() 適切な数の四区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機

関等向けエクスポージャー、ROBO方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエク

スポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポ

ージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機

関等向けエクスポージャー、ROBO方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエク

スポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポ

ージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク

削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに記載することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社に限る。）

□ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに記載することを要する。）

六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスపోジヤー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポー

ジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

() 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

() 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額

に対する所要自己資本の額

() 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

ロ 会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己

資本の額

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポー

ジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、

平均及び最低の値

ロ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖

離した場合についての説明

九 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

- (1) 上場株式等エクスポージャー
- (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 連結自己資本規制比率告示附則第六条の規定が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 十 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 十一 トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。)の末日である場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、前条第三項に定める定量的な開示事項を

記載するものとする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」とする。

(四半期の記載事項)

第五条 当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 連結自己資本規制比率
- 二 連結基本的項目比率
- 三 連結における自己資本の額
- 四 連結における基本的項目の額
- 五 連結総所要自己資本額